

佐賀県告示第 275 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成 25 年 9 月 3 日

佐賀県知事 古 川 康

1 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字不動山字飯盛丙 2734 番、丙 2740 番、丙 2745 番、丙 2753 番 2、丙 2782 番、字広田丙 2828 番 2、字矢頭代丙 2842 番 2、丙 2876 番 3、丙 2880 番 3、字上峠丙 2955 番、丙 2956 番、丙 2966 番 2、丙 2968 番 1、丙 2968 番 3、丙 2969 番 2、丙 2980 番 7、丙 2988 番 1、字長谷丙 3013 番 1、丙 3040 番、丙 3045 番、字甘櫨丙 3112 番、丙 3115 番、丙 3118 番、丙 3120 番、丙 3124 番、字倉谷丙 3135 番、丙 3141 番 6、丙 3175 番、丙 3177 番 1、丙 3179 番 1、丙 3183 番、丙 3184 番、字俵坂丙 3193 番 2、丙 3200 番 1、丙 3223 番 1、丙 3230 番 2、丙 3231 番 1、丙 3231 番 2、丙 3231 番 4、丙 3232 番 2、丙 3233 番 1、字段東丙 3318 番 1、丙 3324 番、丙 3333 番、丙 3335 番、丙 3336 番、丙 3348 番 1、丙 3349 番 1、丙 3350 番 1、丙 3352 番、丙 3354 番、丙 3355 番、字柚ノ木野丙 3359 番、丙 3361 番、丙 3386 番、丙 3390 番、丙 3392 番 1、丙 3394 番、字柳原丙 3483 番、丙 3491 番、丙 3497 番、丙 3502 番、丙 3513 番 1、丙 3539 番 1、丙 3539 番 6、丙 3616 番 2、字牛ノ塔丙 3757 番、字前平丙 3825 番 1、丙 3831 番 1、丙 3831 番 3、丙 3831 番 6、丙 3831 番 8、丙 3832 番 2、丙 3832 番 3、丙 3832 番 9、丙 3833 番 3、丙 3835 番 1、丙 3836 番、丙 3838 番、丙 3839 番、丙 3844 番 3、丙 3848 番、丙 3851 番、丙 3854 番から丙 3856 番まで、丙 3860 番、丙 3862 番、丙 3864 番、丙 3865 番 1、丙 3879 番から丙 3881 番まで、丙 3883 番、丙 3905 番から丙 3907 番まで、丙 3915 番

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市農林課に備え置いて縦覧に供する。)